

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年11月28日

京都市教育委員会

委員長 水野彌一

京都市教育委員会規則第9号

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則

京都市教育委員会通則の一部を次のように改正する。

第16条中「調査課」を「調査課
南区小中一貫校開設準備室」に改める。

第17条総務部の款調査課の項の次に次の1項を加える。

南区小中一貫校開設準備室

(1) 南区小中一貫校の開設準備に関すること。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)